

岡山県立岡山操山高等学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月策定

いじめに関する現状と課題

本校でのいじめの認知件数は毎年数件である。ほぼ全員の生徒がスマートフォンを所持しており、ネット上のトラブルも予想されることから生徒のネット利用の実態を把握し、節度を持った利用を促す必要がある。現在、いじめ対策委員会を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには生徒の自己啓発意識を高めていくことを最優先に考えながら、人権教育委員会等の他の分掌とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、教職員のいじめの早期発見や積極的な把握、迅速かつ継続的な対処が不可欠である。また、そのための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策に取り組むいじめ対策委員会には、生徒課主任以外にも管理職、主幹教諭、指導教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒支援担当、養護教諭、人権教育担当教諭、各学年主任が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じることのできる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために、「STANDBY」の効果的活用を図るとともに、いじめ実態把握アンケートを実施する。アンケートは教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有し、必要に応じて保護者とも連携を図る。
＜重点となる取組＞
・教職員のSNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための指導力を高める。
・毎年6月の「いじめについて考える週間」において、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。具体的な取組として、全校でいじめ防止標語の作成を行い、生徒が自己啓発意識を高める。
・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、情報モラルに関する講演会や授業を実施する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

・いじめ防止基本方針をPTA総会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA役員会等で、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に活かす。
・地域の機関（岡山中央警察署）や近隣の方々との連携を密にして、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の適切な使い方等について、適宜、保護者へ情報提供を行う。
・いじめ問題に対処する県の各種相談窓口や学校の教育相談窓口の紹介を各種通信等に掲載し、活用を促す。

学 校

い じ め 対 策 委 員 会

＜委員会の役割＞

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、いじめ事案への対応

＜委員会の開催時期＞

・原則としていじめの実態把握アンケート終了後、必要に応じて外部委員も招聘して実施

＜委員会の内容の教職員への伝達＞

職員会議や各学年会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達

＜構成メンバー＞

・校外 スクールカウンセラー、PTA代表
・校内 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒課主任・副主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、人権教育担当、各学年主任

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜岡山県教育委員会＞

①連携の内容

・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

②学校側の窓口

・副校長および教頭

＜警察署、相談・通信機関＞

①連携の内容

・定期的な情報交換およびインターネットモラル等に関する講演会の依頼

②学校側の窓口

・生徒課主任

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
い
じ
め
の
未
然
防
止

（教員研修）

・生徒のメンタルヘルス、ストレスマネジメント、特に配慮が必要な生徒への対応等についての理解を深める研修を行う。
・情報モラル（スマートフォンの実態やネットいじめ等）に関する研修を行い、理解を深め、指導に活かす。

（生徒会活動）

・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、毎年6月の「いじめについて考える週間」において、生徒会が主体となり、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組（いじめ防止標語の作成）等を継続する。
（居場所づくり）
・日頃の授業や学校行事等の特別活動、年に2回実施する社会貢献活動や岡山マラソン等のボランティア活動等、誰もが活躍できる場面や機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じることのできる学校づくりを進めるとともに、生徒の訴える力の育成や見て見ぬ振りせず、互いに支え合う風土を培う。
（情報モラル教育）
・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する指導（講演会や授業）を、生徒・保護者対象に行う。

②
早
期
発
見

（実態把握）

・STANDBY（アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システム活用事業）の活用及びJLHR等における取組により、いじめ等の早期発見や早期相談を実現する。
・いじめ実態把握のためのアンケートを実施し、気になる生徒にはHR担任による生徒面談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの未然防止および早期発見を図る。また、年2回実施する保護者面談の機会を利用し、生徒の家庭内での状況等の実態把握に努める。
（生徒支援体制の確立）
・生徒支援担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員がいじめの積極的な認知に努め、生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり相談できるような雰囲気づくりやその体制を整える。
（情報共有）
・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制を構築する。
（家庭への啓発）
・積極的ないじめの認知につながるよう、教育相談便りや学年通信等を通じ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③
い
じ
め
へ
の
対
処

（いじめの有無の確認と情報の共有）

・本校生徒がいじめを受けているとの通報や報告を受けたり、発見したりした教員は速やかにいじめ対策委員会に報告して、組織的な対応につなげなければならない。

（いじめへの組織的対応）

・いじめへの組織的な対応を行うため、いじめ対策委員会を開催する。また、生徒の状況等について適切に記録し、保管する。
・ネット上の不適切な書き込み等への対処について、不適切な書き込み等を行った生徒が特定できなかった場合においても、その都度、情報モラルや法的責任についての全体指導を行い、被害者が受ける心の痛みを想像させることや軽はずみな行動でも法的責任が問われること等を指導する。

（いじめられた生徒への支援）

・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒およびその保護者に対して支援を行う。事後の生活についても注意深く見守っていく。状況に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの支援を仰ぐ。

（いじめた生徒への指導）

・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係等その背景を十分に把握する。また、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう、毅然かつ粘り強い指導を行う。その後の生活態度についても注意深く見守る。

（重大事態への対処）

・重大事態が発生した際には、学校の設置者と学校が事実に向き合うことで発生した事態に対処していくことはもちろんのこと、必要とされる調査の際には、真実に真摯に向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に全力を尽くす。